

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1870号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前			
別紙様式第1（第6条関係） 住居届		別紙様式第1（第6条関係） 住居届			
(略)		(略)			
借家・借間 職員本人が居住する	(略)	借家・借間 職員本人が居住する	(略)		
	住宅の種類 □借家□借間□まかない付下宿		住宅の種類	□借家□借間□まかない付下宿	住宅の契約面積
(略)		(略)			
借家・借間 職員の配偶者等が居住する	(略)	借家・借間 職員の配偶者等が居住する	(略)		
	住宅の種類 □借家□借間□まかない付下宿		住宅の種類	□借家□借間□まかない付下宿	住宅の契約面積
(略)		(略)			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。